

中核機関の運営主体の検討について

1 事務局案

第1回検討会議において、本市としては中核機関が担うべき四つの機能のうち、まずは広報機能と相談機能を備えていきたいと説明をしていたが、今回のニーズ調査の結果からも、本市に求められる優先的機能は広報機能と相談機能であることが明らかになった。

よって、この二つの機能を優先的に整備した中核機関の設置を本市が行うこととし、運営については広島市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）に委託することとしたい。

2 検討

(1) 市社協を委託先とするメリット

市社協においては、認知症や知的障害、精神障害により判断能力が不十分なため、日常生活を営む上で不安のある方が利用できる福祉サービス利用援助事業「かけはし」（日常生活自立支援事業）及び市社協が法人後見として法定後見の後見人等を受任する成年後見事業「こうけん」を実施しており、利用者の状況に合わせた支援を行っている。

また、本市委託事業である市民後見人養成研修を実施するとともに、現在、広島家庭裁判所と市民後見人の選任に向けた相談を行うなど、成年後見制度に関連する事業を幅広く実施している。

以上のことから、市社協に委託すれば、地域福祉を推進する民間組織の専門機関として、開拓性・即応性・柔軟性を活かした運営が可能であると考えられる。

(2) 市社協を委託先とする際の市の役割

他の政令指定都市の多くは、市社協に委託している既存の成年後見支援センター等を中核機関に位置付けることで設置又は設置予定としている。しかしながら、成年後見支援センターを持たない本市では、新たに中核機関を設置する必要がある。

市社協では、現在は主に福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の相談などには対応しているが、成年後見制度や利用に関する市民や関係機関などからの相談や実際の利用支援については、本市では現在は健康福祉局高齢福祉課、障害自立支援課及び精神保健福祉課並びに区役所が対応している。

こうしたことを踏まえ、市社協に中核機関を委託した後も、本市（区役所も含む。）が次の役割を担うこととする。

① 協議会への対応

中核機関が開催する関係機関などとの協議会については、事前に議題調整などを一体となって行い、会議には委託元としての立場で本市職員も積極的に参画する。

② 司法書士会、社会福祉士会、弁護士会など専門職団体や家庭裁判所との連携

専門職団体や家庭裁判所など関係機関が主催する会議などには、委託元としての立場で本市職員も積極的に参画する。

個別事案に関する相談や制度運用に関する協議などについても、市社協と一体となって対応する。

③ 地域包括支援センター等との連携強化支援

高齢者の権利擁護に関する相談窓口である地域包括支援センター及び障害者の権利擁護に関する相談窓口である障害者基幹相談センター・障害者相談支援事業所と市社協とのつなぎ役になるなど、連携強化を支援する。